

## 松田町地域優良賃貸住宅の所得月額の算定方法

所得月額とは、1年間の世帯の所得金額から、該当する控除額を差し引いた金額を12ヶ月で割った金額です。

### (1) 計算にあたっての注意事項

- 所得の種類（給与・年金・その他の所得等）により、所得月額の計算方法が違いますので、どの所得に該当するか確認のうえ計算してください。
- 入居しようとする家族に収入のある方が2人以上いる場合は、それぞれの所得を計算し、合算した額を世帯の年間所得金額としてください。
- 仕送り・失業給付金・労災保険の各種給付金・生活保護の扶助料・遺族年金・障害年金等、非課税とされている所得については、所得金額0円としてください。
- 過去に収入があっても、現在失業中の場合、または入居予定日までに退職することが確定しており、退職後に無収入となる場合は、所得金額を0円としてください。

### (2) 計算の順序

- 手順1：世帯の年間所得額を算出します。
- 手順2：控除額を算出します。
- 手順3：年間所得額から控除額を差し引き、12ヶ月で割ります。

## 手順1

世帯で2人以上に収入がある場合、それぞれの方について個別に計算し、最後に合算した額を世帯の年間所得額としてください。

### ① 給与の方（就職時期により、ア、イの方法で計算してください。）

就職（就労）の時期	計 算 方 法
ア 現在の勤務先に前年1月1日以前から引き続き勤務している方	前年1年間の総収入（A） （源泉徴収票の「支払金額」）
イ 申込時現在の勤務先に前年1月2日以降就職または転職した方（年の途中で再就職した方）	再就職後の各月の収入の合計（通勤費、賞与を除く） 再就職後の月数 ×12+賞与=年間の推定総収入（A） 注）現在の勤務先に勤めてまだ1ヶ月分の給与を受けていない方は、予定されている1ヶ月分の給与を12倍してください。

(A) が 1,628,000 円から 6,599,999 円までの方は、次の例により端数整理し、その額を次の表にあてはめて算出してください。

例	$3,832,999 \text{ 円} \div 4,000 \text{ (定数)} = 958.24975$ $958 \text{ 円 (小数点以下切捨て)} \times 4,000 \text{ (定数)} = 3,832,000 \text{ 円}$ (端数整理後の総収入金額)
---	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(A) が上記以外の金額の方は、端数整理せずそのまま次の表にあてはめてください。

<端数整理後の年間所得計算表>

年間収入額の区分	年間所得の計算方法	
651,000円未満	年間所得額＝ 0円	
651,000円以上 1,619,000円未満	総収入金額－650,000円＝年間所得額	
1,619,000円以上 1,620,000円未満	年間所得額＝ 969,000円	
1,620,000円以上 1,622,000円未満	年間所得額＝ 970,000円	
1,622,000円以上 1,624,000円未満	年間所得額＝ 972,000円	
1,624,000円以上 1,628,000円未満	年間所得額＝ 974,000円	
1,628,000円以上 1,800,000円未満	総収入金額を4千で割り 1円未満を切捨後4千を 掛ける＝右のA	$A \times 0.6 =$ 年間所得額
1,800,000円以上 3,600,000円未満		$A \times 0.7 - 18$ 万円＝年間所得額
3,600,000円以上 6,600,000円未満		$A \times 0.8 - 54$ 万円＝年間所得額
6,600,000円以上 10,000,000円未満	年間所得金額 $\times 0.9 - 1,200,000$ 円＝年間所得額	

この表にあてはめて算出した額が、給与の方の年間所得額になります。

② 公的年金所得の方

(障害年金・遺族年金・福祉年金の所得金額は0円です。)

年齢	厚生・国民年金等の年間総収入金額	年間所得金額の計算
六五歳以上	1,200,000円まで	所得金額＝ 0円
	1,200,001円から 3,299,999円まで	年間総収入金額－1,200千円＝
	3,300,000円から 4,099,999円まで	年間総収入金額 $\times 0.75 - 375$ 千円＝
	4,100,000円から 7,699,999円まで	年間総収入金額 $\times 0.85 - 785$ 千円＝
六五歳未満	700,000円まで	所得金額＝ 0円
	700,001円から 1,299,999円まで	年間総収入金額－700千円＝
	1,300,000円から 4,099,999円まで	年間総収入金額 $\times 0.75 - 375$ 千円＝
	4,100,000円から 7,699,999円まで	年間総収入金額 $\times 0.85 - 785$ 千円＝

この表にあてはめて算出した額が、公的年金所得の方の年間所得額になります。

③ その他の所得・日雇の方

(1) その他の所得の場合

開業等の時期	計算の方法
現在の事業を前年1月1日以前から営み、引き続き同じ事業をしている方	前年中の所得金額 (所得税確定申告者の所得金額) 所得金額＝年間総収入金額－必要経費
現在の事業を前年1月2日以後に始め、1年以上経過している方	申込み前1年間の所得金額をもって計算する。
現在の事業を前年1月2日以後に始め、1年以上経過していない方	事業を始めた翌月から申込前月までの総収入額 (総売上高)－必要経費÷ 営業月数 $\times 12$ ヶ月＝1年間の確定所得金額

(2) 日雇の場合

雇用の時期	計算の方法
前年1月1日以前から引き続き現在まで同じ日雇をしている方	前年中の所得金額 (所得税確定申告者の所得金額)
前年1月2日以降に現在の日雇を始めた方	日雇を始めた翌月からの所得金額をもって計算する。

この表にあてはめて算出した額が、その他所得・日雇の方の年間所得額になります。

## 手順2

次の表により、世帯の控除額を算出してください。

区 分	控 除 対 象 者	控除額
親族扶養	入居しようとしている家族のうち、本人以外の方	1人につき 38万円
老人扶養・ 老人配偶者控除	70歳以上の扶養親族又は老人控除対象配偶者	10万円
特定扶養 親族控除	16歳以上 23歳未満の扶養親族(配偶者は除く)	25万円
寡婦(夫)控除	寡婦(夫)に所得があるとき	27万円
障害者控除	障害者がいる場合	27万円
特別障害者控除	重度の障害者がいる場合(身障1,2級・精神障害)	40万円

## 手順3

世帯の年間所得額から控除額を差し引き、12ヶ月で割ります。

$$\text{世帯の年間所得額} - \text{控除額} = A$$

$$A \div 12\text{ヶ月} = \text{世帯の所得月額}$$